

町田市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例

(町田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 町田市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市議会政務活動費の交付に関する条例

本則(第5条を除く。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費は、市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費とし、町田市規則(以下「規則」という。)で定める使途基準に従って使用するものとする。

第8条中「市政の調査研究に資するため必要な」を「市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する」に改める。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第19号を次のように改める。

(19) 特別職報酬等及び政務活動費審議会委員

別表特別職報酬等及び政務調査費審議会委員の項中「特別職報酬等及び政務調査費審議会委員」を「特別職報酬等及び政務活動費審議会委員」に改める。

(町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会条例の一部改正)

第3条 町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会条例(昭和39年10月町田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会条例

第1条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会」を「町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和40年12月町田市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「含む。)」の次に「及び同法第115条の2第2項」を加える。

第5条 証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項)」を「第115条の2第2項(同法第109条第5項)」に改め、「及び同法第115条の2第2項」を削る。

附 則

この条例中第4条の規定は公布の日から、その他の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

改正後	改正前
<p>町田市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、町田市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務活動費</u>は、町田市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 <u>政務活動費</u>は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に月額 6 万円を乗じて得た額を 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの区分による期間(以下「半期」という。)ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務活動費</u>は交付しない。</p>	<p>町田市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、町田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務調査費</u>は、町田市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 <u>政務調査費</u>は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に月額 6 万円を乗じて得た額を 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの区分による期間(以下「半期」という。)ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務調査費</u>は交付しない。</p>

改正後	改正前
<p>5 <u>政務活動費</u>は、交付月の末日までに交付する。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第 4 条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、既に交付した<u>政務活動費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定した<u>政務活動費</u>の額を下回るときは、市長は当該下回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の 15 日までに返還しなければならない。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務活動費</u>を解散の日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の 15 日までに返還しなければならない。</p> <p>(<u>政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>)</p> <p>第 5 条 <u>政務活動費を充てることができる経費は、市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費とし、町田市規則(以下「規則」という。)で定める用途基準に従って使用するものとする。</u></p> <p>(経理責任者)</p> <p>第 6 条 会派は、<u>政務活動費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支報告書の提出)</p> <p>第 7 条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の経理責任者は、<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出</p>	<p>5 <u>政務調査費</u>は、交付月の末日までに交付する。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第 4 条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、既に交付した<u>政務調査費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定した<u>政務調査費</u>の額を下回るときは、市長は当該下回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の 15 日までに返還しなければならない。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務調査費</u>を解散の日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の 15 日までに返還しなければならない。</p> <p>(<u>使途基準</u>)</p> <p>第 5 条 会派は、<u>政務調査費を町田市規則(以下「規則」という。)で定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。</u></p> <p>(経理責任者)</p> <p>第 6 条 会派は、<u>政務調査費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支報告書の提出)</p> <p>第 7 条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の経理責任者は、<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出</p>

改正後	改正前
<p>の報告書を作成し、当該<u>政務活動費</u>に係る領収書を添えて議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する収支報告書は、前年度の交付に係る<u>政務活動費</u>について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。</p> <p>(残余金の返還)</p> <p>第8条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額から、当該会派がその年度において<u>市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費</u>として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</p>	<p>の報告書を作成し、当該<u>政務調査費</u>に係る領収書を添えて議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する収支報告書は、前年度の交付に係る<u>政務調査費</u>について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。</p> <p>(残余金の返還)</p> <p>第8条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額から、当該会派がその年度において<u>市政の調査研究に資するため必要な経費</u>として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>を返還しなければならない。</p>

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																
<p>第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>特別職報酬等及び政務活動費審議会委員</u></p> <p>(20)～(58) 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="193 667 743 920"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>特別職報酬等及び政務活動費審議会委員</u></td> <td>日 額 13,500 円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>特別職報酬等及び政務活動費審議会委員</u>	日 額 13,500 円	略	略	<p>第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>特別職報酬等及び政務調査費審議会委員</u></p> <p>(20)～(58) 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="825 667 1375 920"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>特別職報酬等及び政務調査費審議会委員</u></td> <td>日 額 13,500 円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>特別職報酬等及び政務調査費審議会委員</u>	日 額 13,500 円	略	略
職名	報酬額																
略	略																
<u>特別職報酬等及び政務活動費審議会委員</u>	日 額 13,500 円																
略	略																
職名	報酬額																
略	略																
<u>特別職報酬等及び政務調査費審議会委員</u>	日 額 13,500 円																
略	略																

町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">町田市特別職報酬等及び<u>政務活動費</u> 審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等及び<u>政務活動費</u>の額について審議するため、<u>町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 市長は、議員報酬並びに市長及び副市長の給料並びに議会の<u>政務活動費</u>の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等及び<u>政務活動費</u>の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">町田市特別職報酬等及び<u>政務調査費</u> 審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等及び<u>政務調査費</u>の額について審議するため、<u>町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 市長は、議員報酬並びに市長及び副市長の給料並びに議会の<u>政務調査費</u>の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等及び<u>政務調査費</u>の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表
第4条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、地方自治法第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び同法第115条の2第2項の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願又は陳情に関する意見の陳述を行うために出頭したものに対しては、日当のみを支給し、その額は、1,000円とする。</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、地方自治法第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願又は陳情に関する意見の陳述を行うために出頭したものに対しては、日当のみを支給し、その額は、1,000円とする。</p>

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表
第5条による改正

__部分は改正部分

>

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、地方自治法第115条の2第2項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願又は陳情に関する意見の陳述を行うために出頭したのものに対しては、日当のみを支給し、その額は、1,000円とする。</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、地方自治法第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び同法第115条の2第2項の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願又は陳情に関する意見の陳述を行うために出頭したのものに対しては、日当のみを支給し、その額は、1,000円とする。</p>